

## 規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

### 埼玉県教育委員会規則第四号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。